

受付場所	受付者	受付

年 月 日

(あて先)川口市長

申 込 者	住 所	〒 -
	フリガナ	
	氏 名	(印)
	電話番号	( )
申込者の区分	1 本人    2 法定代理人    3 代理人	

[法定代理人が申込みをする場合は、下のどちらかの番号に をしてください。]

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人    2 成年被後見人の法定代理人
----------	--------------------------------

川口市戸籍謄本等本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

通知を希望する者の氏名(住民票の写し等に記載のある者)	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所	現在住民登録をしている住所		
	市外に転出(5年以内)した場合、川口市に住民登録していた住所		
	川口市		
本 籍	川口市に住民登録をしている間、転居等で住所変更をし、通知を希望する住所		
	現在の本籍地		筆頭者氏名
	市外に転籍をした場合、川口市にあったときの本籍地		筆頭者氏名
	川口市		
電 話 番 号	川口市内で転籍をし戸籍が複数ある場合、通知を希望する本籍地		
	筆頭者氏名		
電 話 番 号	( )		

- 1 裏面の注意事項をよく読み、承諾された方は右の にチェックをお願いします。 **承諾します。**
- 2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に 印を付けてください
- 3 次の書類を提出し、又は提示してください。
  - (1) あなたが本人であることを証明する書類(住民基本台帳カード、パスポート、運転免許証等)
  - (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
  - (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

本人等の確認書類	運転免許証( )	パスポート
	住民基本台帳カード	健康保険証
	その他 ( )	

## 川口市戸籍謄本等本人通知制度について

1 この制度は、川口市において、この制度により事前登録をした者(以下「事前登録者」という。)に係る、戸籍謄本・戸籍抄本(除籍・改製原戸籍を含む)、戸籍記載事項証明書(戸籍届出にかかる証明を除く)、住民票の写し(除かれた住民票を含む。)、住民票記載事項証明書、戸籍附票の写し(除かれた附票を含む。)(以下「戸籍謄本等」という。)を、第三者(自己等(注)の代理人及び自己等以外の者(国又は地方公共団体の機関を除く。)をいう。以下同じ。)に取得された際、その事実について事前登録者に通知するものです。

(注)自己等…(住民票関係)自己又は自己と同一の世帯に属する者

(戸籍関係)自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属

2 第三者に事前登録者に係る戸籍謄本等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に川口市戸籍謄本等交付通知書を送付します。

3 川口市戸籍謄本等交付通知書より詳しい内容を確認したい場合は、川口市個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示請求にて対応させていただきます。その際は、川口市保有個人情報開示請求書に必要事項を記載の上、本人であることを明らかにする書類(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等で本人の写真が貼付されたもの)とを添えて、川口市役所1階市政情報コーナーまでお越しく下さい。(担当窓口は行政管理課になります)

4 事前登録を希望する人(以下「事前登録希望者」という。)又は事前登録を受けている人(以下「事前登録者」という。)は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。

5 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による事前登録の申込みは、この用紙と本人であることを明らかにする書類(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等で本人の写真が貼付されたもの)とを添えて川口市役所市民課庶務係までお願いいたします。

6 転出等により事前登録をした内容に変更が生じ、川口市で変更内容がわからない場合は、届出が必要です。

7 なお、事前登録者が死亡、所在不明等により住民票が消除されたとき、または所在不明等で郵便物が送達されないときは、事前登録を廃止します。